

第2章 職業能力開発における知的財産権に係る現状と課題 (事例収集、分析より)

第2章 職業能力開発における知的財産権に係る現状と課題 （事例収集、分析より）

当研究は「教育訓練現場での教材作成等に係る知的財産権の周知と対策」を目的としたアンケート調査を中心に進めた。

調査に当たっては個々の施設の実態を明らかにすること及び個人を特定する内容を含まないよう配慮した。

アンケート調査内容を分析することにより以下の点が浮き彫りとなった。

- ① 高いアンケート回収率（公共訓練施設平均92%）に見る訓練現場での知的財産権に関する関心度の高さ。（回収率の高さ）
- ② 教材作成に係る知的財産権に関する基本的な知識・スキルが重要との傾向。（基本的知識の重要性）
- ③ 指導員及び管理職とも、同じ項目を指摘する傾向。（役職別に見た意識）
- ④ 受講生（訓練生）が製作・作成した知的財産権に関する指導や取扱いに関する知識が重要。（受講生（訓練生）への指導体制）
- ⑤ 知的財産権に関する組織的な対策の整備、具体的事例の収集分析と広報及び周知等の対策の必要性。（周知の在り方、整備の在り方）

これらの点について、より詳しく考察した内容は以下のとおりである。

2-1 回収率の高さ

各組織形態別のアンケート回収率は以下のとおりである。

アンケート発行部数：施設数514箇所

回収結果

表1 アンケート回収結果

組織分類	発送数(用紙数)	回答数(用紙数)	回収率
都道府県立職業能力開発施設	225	198	88%
雇用・能力開発機構立職業能力開発施設	93	92	99%
公共職業能力開発施設合計	318	290	92%
認定職業能力開発施設（東京、神奈川）	196	51	
合計	514	341	

都道府県立職業能力開発施設及び独立行政法人雇用・能力開発機構立職業能力開発施設とも非常に高い回収率であり、後述する個々の意見をみると明らかなように知的財産権に関する関心度は非常に高いことが推量される。

2-2 基本的知識の重要性

アンケート調査結果により最も多い指摘があった質問は、自主教材を作成する際の既著作物の扱いについて留意する点や教育訓練機関としての特例措置（著作権法第35条）、「引用」、「複製」、「転用」などの意味や違いなどであった。（表2を参照）

このことから、訓練現場では独自の教材を作成する機会が多く、既著作物を扱う上で留意すべき知識・スキルの熟知が大切であるという傾向となった。

また、自由記述欄より具体的な事項について、「わからない」、「教えて欲しい」等の記述が多く、担当者が基本的な知識、スキルの習得や向上を希望している傾向が現れている。（表3を参照）

表2 「整備すべき」との指摘が多かった質問内容（Top10）

「整備すべき」との回答が多い順（総合）		
順位	質問番号	質問内容
1	9	他人が作成した文章、写真、絵を使用するときに留意する点。
2	2	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。
3	1	引用、複製、転用の各々の意味。
4	26	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら授業で使用した場合の問題点。
5	23	市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。
6	10	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか。
7	6	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。
8	21	出所の明示義務違反をした場合の罰則規定。
9	20	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。
10	16	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。

表3 知的財産権に関する自由意見（抜粋）

具体的内容
廃刊になったテキストを複製し、教材として使用した場合、著作権侵害となるのか。
図書館でコピーした資料を学生に配布して授業で使用することは法律上どうでしょうか。
教育目的での使用の場合、その範囲や条件がいまいでどのような利用までなら許されるのか事例の紹介があると助かります。例えば、授業を受ける学生の人数分のコピーまでならOKとか、スクリーンに映して説明するだけならOKとか、具体例が欲しいです。
複製（コピーしたい）場合の使用許可の取り方。
テレビやビデオ等から録画した場合、どの様なことわりが必要であるか。
学生を教えていく中で、資料、参考文献をコピーして、学生に配布しているが、いつも、著作権の関係で気になる。
キャラクタグッズをもった、あるいは、キャラクタのプリントされたシャツを着た人物を撮影した写真をイベント等で使うのは可・否など。
自作教材しかもプレゼンテーションソフト等を用いてこれを作成し、更にBGMなどを加えた際の、BGMの（音楽ソフト）の著作権上の扱い及び承認の取得方法について。
営利目的ではないので、著作権等の問題はないように思うが、詳細はぜひ知っておきたい。
研究機関等で研究している事項について。発表前の論文等の図表、資料等の利用について。
教材を作成するに当たって留意すべき個人情報の保護。
著作者の許諾の取り方。
文献データや文献の記述を引用する際と、JIS規格などの規格を引用する際との違いに留意する点。
複数の問題集から引用して試験問題を作成し使用した場合、著作権侵害になるのか。又、全ての問題集の著作権の侵害になるのか。
機器取扱い説明書（メーカー発行）の引用の程度について。
学術論文の使用許諾上の取扱い。
引用や参考の明記の方法。
他の著作物を使用するときは、使用の許可と明示の箇所を実際に掲示する必要があると思う。
引用はどこまで（何％）位まで認められるか。
木工製品を製作する場合、販売されている製品を参考にする場合があるが、これは違法なのか。またそれを訓練成果品として販売することに関しては、どのような問題があるのかを確認したい。
入試問題作成時に留意することについて。
入学試験の問題に市販の本、ソフトウェア内容及びインターネット上のHP等から得た情報を利用する際の注意点。
インターネットに載っていた組木パズルを制作して学校のイベントで無料配付しているが、著作権の侵害になるか、ぜひ教えて下さい。
自主教材を目的以外に活用した場合の法律上の問題はおこらないのか。

2-3 役職別に見た意識

アンケート調査は、都道府県立職業能力開発施設について「指導員」と「管理職」に分けて回答を求めた。その結果、指導員と管理職ともに回答内容が同じ傾向となった。（表4、表5を参照）

この点については、アンケート調査では具体的な取り組み状況を把握することができなかったため、一部施設に対するヒアリング調査実施時に具体的内容の確認を行い考察を深めることとした。

表4 「整備すべき」との指摘が多かった質問内容（指導員のTop10）

「整備すべき」との回答が多い順順（指導員）		
順位	質問番号	質問内容
1	9	他人が作成した文章、写真、絵を使用するときに留意する点。
2	1	引用、複製、転用の各々の意味。
3	2	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。
4	26	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら授業で使用した場合の問題点。
5	23	市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。
6	10	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか。
7	6	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。
8	21	出所の明示義務違反をした場合の罰則規定。
9	20	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。
10	16	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。

表5 「整備すべき」との指摘が多かった質問内容（管理職のTop10）

「整備すべき」との回答が多い順順（管理職）		
順位	質問番号	質問内容
1	9	他人が作成した文章、写真、絵を使用するときに留意する点。
2	2	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。
3	1	引用、複製、転用の各々の意味。
4	23	市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。
5	26	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら授業で使用した場合の問題点。
6	10	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか。
7	20	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。
8	6	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。
9	16	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。
10	15	ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合に留意する点。

2-4 受講生（訓練生）への指導体制

今回の調査では、指導員の作成する教材を中心とした知的財産権に関する内容と共に、受講生（訓練生）の製作した成果物（実習課題、レポート、論文、アイデア、作品等）に対する取り組み状況についても対象とした。

その結果、現場では、受講生（訓練生）の成果物の扱いについて、是非整備すべきと答えた割合が約75%と非常に高い関心を持っていることが判明した。（表6を参照）

表6 教材作成の流れによる分析結果

教材作成の流れ分析	
作 業	関心度
教材作成の準備段階。	79.2%
教材の作成段階。	75.6%
引用箇所等に関する使用許諾等の明確化作業段階。	72.9%
教材または市販テキスト等を使用した実施・活用段階。	74.2%
実施・活用後の教材の管理段階。	72.2%
教材の二次利用段階。	66.1%
共同研究。	66.7%
受講生（訓練生）の作品等。	74.7%
その他。	69.1%

このことにより、今後、知的財産権に関する周知を図る上で重要な整備項目として受講生（訓練生）の成果物の扱いや、受講生（訓練生）に対する知的財産権に関する教育訓練をどのように実施するかについて十分に検討することが肝要と思われる。

2-5 関係者に対する周知のあり方、整備のあり方

本調査研究の中で最も核心ポイントである知的財産権に関する周知や整備のあり方については、多くのご意見をいただいた。（表7を参照）

表7 自由記述での周知や整備に対する要望（抜粋）

回 答
事例集のデータベース化。
指導員には、「著作権」をほとんど理解していない者が多い。また、本庁において事務を処理している者についても、大同小異である。研修等による啓発が必要である。
それについての説明会等を希望する。
是非、機構にて、著作権の保護の対する取扱い上の注意を具体的な事例に沿って、解説してほしい。今後、訴訟社会が日本にも入ってくるので、学校・訓練校としても、自衛する必要がある。
指導員自体が、知的財産権の知識に乏しいので、その概要について、図やイラストを通して教えてもらえるものが欲しい。
法律の条項はもちろん大事ですが、知的財産権の事案は様々な状況がからみあうものであり、法律適用範囲を素人が判断することは非常に困難です。そのため、Q&A作成にあたっては、多くの事例や判例を盛り込むようお願いします。
一般的な希望として、対処法やコスト（常識的な相場）等の情報提供もして頂ければ幸いです。
具体例をあげて、説明があるとわかりやすい。
学生を教えていく中で、資料、参考文献をコピーして、学生に配布しているが、いつも、著作権の関係で気になる。
教材作成や訓練実施時における各作業段階別において、知的財産権に関する知識や手順の職業訓練に係る知的財産権に関する周知やQ&A集の作成は、現場で大変役立つと考えます。是非宜しくをお願いします。
知的財産権に関する事項について、明確な答えがわからないので正しい知識を是非知りたい。
出来上がりましたQ&A集はぜひ入手できるように知らせて下さい。
いい勉強になりました。よくわかりませんので、取り上げるお願いがわかりません。よろしく願いいたします。これから、もっと勉強します。
著作権など、あいまいな知識で行っているのが実情です。研修に行く余裕（時間的）もないのも実情です。知らなかったではすまされないこともわかっているものの非常に悩ましい問題だと思います。
全体的に質問の内容が難しすぎる。この質問内容の答えを、ぜひ教えてほしい。その上で、この質問のような場面になった時に、活かしたい。
能力開発センター内に職業訓練にかかわる相談コーナー等を設置し、インターネット・ホームページ・Eメール等で全国からの質問に答える等の援助をしていただきたい。
法律上認められていないのに知らずに、その行為を実行してしまうというケースが多いと思われます。どんな場合においても是非、答えを知っておくという事が大事だと考えられます。
ぜひ、解りやすい資料を作って配付していただきたい。

これらの意見をまとめると、概ね以下のような取り組みや整備が必要と思われる。

- ① 知的財産権に関する事例の収集と内容分析及び対策案の整備（具体的事例の収集分析及び情報提供）
- ② Q & A相談支援機能の提供（相談支援）
- ③ 知的財産権に関係する知識・スキル強化のための研修実施体制の整備（研修体制整備）
- ④ 受講生（訓練生）用、指導員用の関連教材の開発と提供（教材の開発）

2-6 ヒアリング調査での検証

アンケート調査結果を分析した結果を当調査研究会に報告したところ、直接教育訓練現場からのヒアリング調査により、アンケート結果の検証と確認を行うことが望ましいとの指摘を受け、一部施設に対するヒアリング調査を実施した。調査方法は以下のとおりである。

対 象：公共職業訓練施設の内、主に普通職業訓練を実施している施設2か所
及び高度職業訓練を実施している施設1か所

調査方法：ヒアリング項目を前もって郵送した後、直接施設に出向き、訓練担当者等から項目にそった内容について具体的に取り組み状況を聞く

調 査 員：事務局2名及び弁護士又は弁理士1名

調査前提：ヒアリング施設名及び担当者はすべて秘匿する。

○ヒアリング結果の概要

ヒアリングした結果、以下のような傾向が見られた。

- ① 普通職業訓練を実施する施設においては、可能な限り既著作物の利用を心がけているが訓練科によっては、手頃な教材が見つからず、教材を自作する場合もある。その際、著作権法上の引用、複製などの具体的な知識やスキルについて不安を抱いている。
また、高度職業訓練を実施する施設にあっても教材を自作する際には同じ傾向にある。
- ② 高度職業訓練を実施する施設では、地域企業との共同研究等の訓練以外の業務において相手企業と当該施設との間での知的財産権上の明確な取り決めが不足している傾向にある。
- ③ 知的財産権に関する指導員と事務職（管理職）との役割分担が明確でないことから、教材作成等において他人の著作物に対する複製許諾行為等の作業を、誰が、いつ、どのように行うかについての課題を抱えている。
- ④ アンケート調査では収集できなかった具体的な質問項目を掘り起こすことができた。

例：実験データは著作物か、教材に添付のCD-ROMはインストールできるのか、商品紹介用ビデオは訓練で使用できるのか、前の会社で使用していた資料は教材として利用できるのか等

○ヒアリング結果の考察

- ① 高い危機管理意識
担当者や科の特性によって多少の差はあるものの、知的財産権について訓練への考慮や対応はかなり高い自覚と責任を持った取り組みを行っている。

- ② 指導員として持つべき知識、スキル
個人により差はあるものの、知的財産権に関する基本的な知識、スキルの習得や向上の要望が高い。
- ③ 教材の整備、教育・研修の体制整備の要望
知的財産権に関する教材の整備や開発、及び教育・研修体制の整備について拡充の要望が高い。
- ④ 受講生（訓練生）への指導のあり方
企業が求める知識、スキルに対する受講生（訓練生）の持っている知識とのギャップを少なくするための指導のあり方や、受講生（訓練生）自身の作品に対する権利保護を前提とした訓練及び指導のあり方。
- ⑤ コンプライアンス
コンプライアンス（法令遵守による社会的責任）に対する積極的な取り組みの必要性

